

草津市教育委員会会議録

令和5年6月定例会

(6月30日開催)

草津市教育委員会

出席委員	教育長	藤田雅也
	委員	小辻寿規
	委員	我孫子智美
	委員	森登世美

事務局出席者	教育部長	増田高志
	教育部理事（学校教育担当）	菊池誠
	教育部副部長（総括）	岸本久
	教育部副部長（スポーツ担当）	田中歩
	教育部副部長（図書館担当）兼 図書館長	二井治美
	教育部副部長（学校教育担当）兼 学校教育課長	上原忠士
	幼児課長	小川晃
	教育総務課長	吉田克己
	生涯学習課長	古川郁子
	スポーツ推進課長	堀井武彦
	歴史文化財課長	中立輝
	教育総務課課長補佐兼係長	永田厚子

令和5年6月草津市教育委員会定例会会議 次第

令和5年6月30日 午後2時30分開会

日程第1 会期の決定について

日程第2 5月定例会会議録の承認について

日程第3 教育長報告

日程第4

付議事項 (9件)

議第29号 臨時代理の承認を求めることについて

議第30号 草津市教育委員会の所管に属する職員の休職処分につき議決を求めることについて

議第31号 草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第32号 草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第33号 草津市文化財保護審議会臨時委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第34号 草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第35号 草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第36号 (仮称)新志津運動公園整備基本計画の策定について草津市スポーツ推進審議会に対し諮問するにつき議決を求めることについて

議第37号 草津市歴史資料館整備基本構想の策定について草津市文化財保護審議会に対し諮問するにつき議決を求めることについて

議第38号 臨時代理の承認を求めることについて

日程第5

報告事項 (2件)

(1) 草津市公私立幼稚園運営等協議会設置要綱の一部改正について

(2) 専決処分について

開会 午後2時30分

藤田教育長

ただいまから、草津市教育委員会6月定例会を開会いたします。なお本日、松嶋委員より欠席届が出ておりますので、御報告いたします。それでは議事に入ります。

—————日程第1—————

藤田教育長

日程第1、「会期の決定について」であります。本日1日限りといたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようでございますので、6月の定例会は本日1日限りといたします。

—————日程第2—————

藤田教育長

次に、日程第2、「5月の定例会会議録の承認について」であります。あらかじめ事務局から配布され、熟読されていると思っておりますが、御異議はございませんでしょうか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようでございますので、5月定例会の会議録は承認されたものと認めます。

—————日程第3—————

藤田教育長

次に日程第3、「教育長報告」に移ります。
私の方からまず報告をさせていただきます。
6月17日ですが、「草津手をつなぐ育成会」の総会が4年ぶりに開催されまして、来賓として出席をいたしました。
この草津手をつなぐ育成会では、コロナ禍の中で様々な工夫を凝らして会員の交流会、サロン、また各種研修会、広報活動に取り組まれてきました。

また、市内の小中学校に毎月機関紙「手をつなぐ」を寄贈いただき、各校での教員の研鑽にも活用させて頂いております。

近頃、障害があり支援が必要な子どもたちが増えてきていると言われていますが、知的障害や発達障害などが正しく理解されていない状況がうかがえます。皆さんご承知の通り「ヘルプマーク」というのが、ございますが、これは援助や配慮を必要としている人が外見からは分かりにくいことから、周囲に知らせるマークでございます。障害の特性から様々な行動がありますが、そんな時はあたたかく見守る、もしくはサポートすることが重要です。誰もが暮らしやすい共生社会の実現には、身近なところから違いを理解しようとするのが大切です。今回総会に参加し、改めて学校現場で教員が正しく理解し、子どもたちへも正しく伝え、一人ひとりが尊重される教育環境をつくっていかねばならないことと、一人ひとりの多様なウェルビーイングの実現に向けた教育の推進が必要だと感じました。

次に、「スクールESDくさつプロジェクト」ですが、始まって2年目になりますが、今日は少し中学校の取組状況についてご紹介をさせていただきたいと思います。

1校目は、先月も御紹介しました松原中学校です。「G－GRIT学習・答えのない問いへの挑戦」と題して、前期は松原未来学習として、1年生はSDGsを知る、2年生はSDGsについて考えジブンゴトにする、3年生は学んだことをカタチにする。後期は松原ローカル学習として、市の特産であるベジクサに焦点を当て、「栽培」「職業」「物流」「マーケティング」などについて体験的に学びを深め、その中で課題発見や解決に向けて考え、行動するところでございます。

2校目は、高穂中学校です。「たかほ学」と題して、ステップアップ探求、人権学習、情報活用の三本柱となっています。その中で特にステップアップ探求は、1年生はふるさと学習、2年生は生き方学習、3年生は社会参加学習として、体系的な学びになっています。

3校目は、玉川中学校です。「つながり学習」と題し、約10年以上前から「環境、人権、防災」などをテーマに、生徒が主体的に探求する学習に取り組んでいます。1年生は「環境」「人権」「防災」の分野で体験的な学習を行い、探求していく、2年生は、「地域」「琵琶湖」「大学」「行政」「学校」の分野で専門家

の支援を得て課題を探求する、3年生はSDGsの17のゴールから関心のあるテーマを選択して、持続可能な社会の実現に向けて、自分たちの考えを「つながり学習発表会」で発表しています。

4校目は草津中学校です。「草生タイム」と題して、「草津市活性化計画」として観光を軸に今年度から活動されます。1年生はまちづくりを収集する、2年生はまちづくりを分析する、3年生はまちづくりを発信する。このように始まってまだ2年目ですが、既に4つの中学校で全ての学年でESD活動がスタートし、子どもたちが主体的に地域の課題を体験的に学び、その解決に向けて皆で話し合っって協力し合っって、具体的な発信や行動する取組が始まります。

この取組によって地域をよく知り、そして地域をもっと素敵な街にしていくことにつながると共に、将来のまちづくりの担い手としてのスタートを切るきっかけとなっています。今後も各校を訪れて実践状況を報告して参りたいと思っております。

また、市のホームページの中にもスクールESDくさつプロジェクトのページを設けましたので、小中学校の取組状況を随時掲載しておりますので、あわせてご覧いただければと思っております。

次に、来年の6月供用開始を目指して建設中の（仮称）草津市立プールの現場視察に訪れました。

50mの公認プールと25mプール、そして飛び込みプールを兼ね備えており、特に50mプールは4分割でき、それぞれに水深の設定が可能な国内初の施設というものでございます。

また、通年で利用可能な屋内の飛び込みプールは、西日本初で、その他にもトレーニングルームや健幸ステーション、イベントなどが開催できるオープンスペースなどもあります。場所はJR草津駅から徒歩圏内という抜群のアクセスなので、令和7年度の「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」の水泳の競技会場として、また大規模な大会誘致等により、全国から多くの方が訪れていただける施設となることが期待されています。

また教育委員会でも、老朽化している学校プールの更新整備を行わず、この市立プールで水泳の授業を実施できないか検討しています。

草津市の新たなシンボルとなる（仮称）草津市立プールは、スポーツ振興につながると同時に、健幸都市の推進、そしてまちの賑わいづくりにもつながるもので、市民の皆さんをはじめ多くの皆さんの利用を期待するところでございます。

次に6月9日から6月30日の会期で開会されました市議会6月定例会について御報告させていただきます。

5月の定例教育委員会で御説明いたしました令和5年度草津市一般会計補正予算ならびに特別会計補正予算についてはすべて議決をいただいたところでございます。

また6月20日から22日には一般質問が行われ、14名の議員から質問をいただきましたので、質問の内容を少し紹介させていただきます。

田中香治議員からは、史跡草津宿本陣について。土肥浩資議員からは睡眠について。服部利比郎議員からは、小中学校における教員の働き方改革について、中学校の部活動の地域移行について。井上薫議員からは、史跡芦浦観音寺跡の整備事業について、歴史資料館の整備計画について。西田剛議員からは、学校施設・教職員が働く環境について、教職員確保と業務負担軽減策について。西村隆行議員からは、広域避難所の開設・運営について。藤井三恵子議員からは、学校給食の無償化について、給食残渣の対応について。遠藤覚議員からは、文化芸術およびスポーツ活動に対する支援について、市内プールのあり方について。小野元嗣議員からは、学校教育の充実について。奥村恭弘議員からは、（仮称）新志津運動公園整備について、国スポ・障スポ大会における草津市民参加の盛り上げについて。伊吹達郎議員からは、トイレの充実について。栗津由紀夫議員からは、不登校児童生徒の増加について。西川仁議員からは、教員不足の現状、過大規模校について。西垣和美議員からは、感覚過敏の周知と優しい対応について、排除しないインクルーシブ教育と保護者への支援について、と非常に多くの質問をいただきました。

質問内容や趣旨をしっかりと受けとめ、今後の取組の充実につなげて参りたいと考えております。

以上、私からの報告を終わらせていただきます。

それでは、各委員の皆様から、教育全般に関する事項で、御意見、御感想などをお願いいたします。

小辻委員

キッズシネマ塾を視察させていただきました。監督の中島氏が逝去されましたが、6作でしたが、非常に子どもたちに向けていい作品を作っていたことは、ありがたいなと思いましたし、また、キッズシネマ塾の取組は今回改めて3回ぐらい見させていただいたのですが、続けていただきたいなと強く思いました。今年も、いろいろあると思いますけども、今後、子どもたちの文化であるとか、草津の魅力に触れながら学び、そして自分たちの作品に尽くしていく、こんな機会を継続していただきたいです。子どもたちの学びというところで、つい最近ですと草津の植物園のみずの森で、今日まで牧野富太郎ゆかりの水生植物展をされていて、子どもが訪れていると聞きました。非常にそれも重要な機会かなと思っておりますし、草津の中で日本の歴史文化展等いろんなことで触れられる機会があるということが改めていいなと思いました。これから夏に向けて様々な企画があると思いますし、草津以外のところでもいろんな機会があると思いますので、学校の方からも自由研究のテーマも含めて御提案いただいて、子どもたちが様々な機会に触れ合う、夏だからこそできる機会に取り組んでいただきたいと思っております。

一方でヘルパンギーナが蔓延しているということもありますので体調に気を付けて頑張ってくださいたいです。以上です。

我孫子委員

今月は、仕事上いろいろな子どもたちと触れ合う事が多かったのですが、幼児と小学生と一緒に体育の授業を受けるのを見に行った時に、小学生の子が幼児の子の面倒を見てあげながら一緒にリレーをする姿だったりとか、逆に学生と接した時には自分の主張が先立ってしまう学生が見受けられたりとか、いろんな子どもたちを見ました。個性を大事に、個人を大事にということはあるのですが、1人ひとりを大切にしていけないといけないのですが、皆の中で一人ひとりを大切にすることが大事なのだと感じました。答えは子どもの反応に凄くあるのだと感じて、先生方だったり学校側がどのように接していくかということが凄く大事だと感じました。生きる力を付けるのがこれからは必要なのだと感じて私自身もしっかりと考えていきたいと思っております。以上です。

森委員

6月9日に老上小学校の特別支援学級の取組を見させていただきました。地域の野菜を買って調理をしようと題して、人との触

れ合いを学びにということで、朝、まちづくりセンターのふれあい農業学校で野菜を購入して、地域の方と触れ合ってお金を使って買い物をした後、購入したものを調理して食べるという取組でした。私は家庭科室で子どもたちが調理するところを見させていただきました。4クラスの特別支援学級の1年生から6年生まで児童27名がクラスごとにじゃがいもを洗ってピーラーで皮をむいて芽を取って、包丁で適当な大きさに切って、ホットプレートで焼くという調理をされていました。包丁を使うときは順番を待って順に切っていました。その子に応じて出来る事は多少異なっていますけれども、皆積極的に取り組んでいました。先生にお聞きすると、調理実習や家ではどちらかというところが多い子どもたちらしいのですが、今日は、朝からこの授業が楽しみで、やる気いっぱい待ちきれない位だったそうです。地域の方との触れ合いも学習の一環ですが、皆と協力して調理をして一緒に食べるというのも、自立支援の目的の一つだそうです。周りの人とどのように関わっていくとか、その子なりの関わり方を学ぶ体験です。この体験がその子なりの自信となって、交流学級や家で積極的に取り組もうと思う学びの連鎖につながってくれたらいいなと思いました。今回は特別支援学級の取組でしたが、学校現場では通常の学級にも特別な支援を必要とする子どもが増えてきています。県教委の資料によると小学校も中学校も10%を超えているという事なので、今現在やっていってくださっていると思いますが、活動の見通しが持てるよう授業の流れを提示したり、教室の環境を整えたり、視覚支援をしたりなど誰もが理解できるユニバーサルデザインに基づく授業作りをこれからも一層取り組んで欲しいと思います。

次に、6月13日に玉川中学校の「心のプロペラ集会」に参加させていただきました。玉川中学校の心のプロペラ活動とは、玉中宣言いじめ0%、いじめを無くし、安心安全な玉中にしようの実現を目指し、玉川中学校全体でいじめに対する意識を高める活動だそうです。今年度は2部構成になっていて、最初はSNSのハブリ、カタカナでハブリと言ってSNSでひとりがのけ者にされる状況の説明映像を放送室から流して、各学級で見て、クラスのグループで自分ならその時どうするかと意見交換をするのが第一部。第二部は、生徒会執行部による悪口の場面の劇、それをまた放送を通してクラスで視聴して、問題解決策を考えて意見交換

をするという2部構成になっていました。問題解決の話し合いの後、そのクラスの代表が即興で放送室に行って、解決策のショートコントをする、全校生徒がその放送を見る構成になっていて、身近で起きてもおかしくないケースだったので、いじめは誰にでも、どこにでも起こること。いじめを自分事として捉えて、自分ならこの問題をどの様に解決するかということ意見を出し合って考えて、自分の言葉で話す体験。悪口を言わないようにするとか、誰かが仲介するとかそういうふうな体験は本当に身近に自分に起きたときに問題解決への行動に役立つのではないかと思います。これからも生徒が主体となって、いじめは絶対に許さないという風土を築いていって欲しいと思いました。以上です。

藤田教育長

それでは、「教育長報告」については、以上で終わらせていただきます。

—————日程第4—————

藤田教育長

次に、日程4、付議事項に移ります。

「議第29号臨時代理の承認を求めることについて」および「議第30号草津市教育委員会の所管に関する職員の休職処分につき議決を求めることについて」は人事に関することであり、会議を公開しないこととすべきであると思います。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項では、「教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、参加者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」となっておりますので、この規定に基づきお諮りをいたします。

議第29号及び議第30号を公開しないこととすることについて、御異議はございませんでしょうか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議なしと認めます。

よって議第29号から議第30号を公開しないことといたします。

す。

この議案につきましては、報告事項の終了後に審議を行うことといたします。

「議第31号草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

生涯学習課長

議第31号草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて、生涯学習課の古川が御説明を申し上げます。

議案書は9ページから12ページでございます。

草津市社会教育委員につきましては、社会教育法第15条第1項及び第2項草津市社会教育委員設置条例第2条の規定により、教育委員会が委嘱しており現在の委員の任期は令和4年7月1日から令和6年6月30日の2年間でございます。この度、草津市青少年育成市民会議より現委員の熊川勉さんから、奥野慎太郎さんに委員を交代したい旨の申し出がありました。つきましては、草津市社会教育委員設置条例第4条に定める通り、欠員補充による委員の任期は前任者の残任期間とする規定に基づきまして、令和5年7月1日付で新委員を委嘱したくお諮りするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問がございましたらお願いをいたします。

本議案につきまして御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようでございますので、議第31号は原案通り可決されたものと認めます。

次に「議第32号草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

スポーツ推進課長

議第32号草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を

求めることについて、スポーツ推進課の堀井より御説明申し上げます。

議案書は13ページから15ページでございます。

草津市スポーツ推進審議会委員につきましては現在10名の委員を委嘱しておりますが、今回14ページに記載しております5名の内、上の2名につきましては改選ということで、年度替わりの役職変更に伴う委員交代の申し出がありましたことから委嘱替えを行うものであり、任期は7月1日から前任者の残任期間である令和6年8月31日までとするものであります。また上から3人目から5人目の3名につきましては、臨時委員として今回新たに委嘱するものでありまして、これは15ページの草津市スポーツ推進審議会に関する条例第3条2項に、特別の事項を調査、審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができるというのがありまして、この特別な事項というのが本日の議第36号に上がっております、(仮称)新志津運動公園整備に係る基本計画の策定について、このスポーツ推進審議会でご審議いただくためでございます。御審議いただくのに地元・地域の方の意見を取り入れるために志津まちづくり協議会及び地元馬場町内会からそれぞれ委員を推薦いただいたのと、草津市市民参加条例施行規則に基づき、公募委員の割合を2割以上にすることがございますことから、1名公募したものであり、任期につきましては7月1日から今年度末までとなっております。今回この5名について委嘱することにつき、お諮りするものであります。

以上、誠に簡単ではございますが当該議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

藤田教育長

では、ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

では、本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようでございますので、議第32号は原案通り可決されたものと認めます。

次に、「議第33号草津市文化財保護審議会臨時委員の委嘱に

つき議決を求めることについて」審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

歴史文化財課長

第33号草津市文化財保護審議会臨時委員の委嘱につき、議決を求めることについて、歴史文化財課の中立より御説明申し上げます。

議案書は17ページから19ページになります。

今回委嘱をいたします臨時委員は18ページ記載の2名でございまして、任期は、7月21日から答申日までを予定としております。本審議会は、文化財保護法に基づく教育委員会の附属機関でございしますが、現在、学識経験を有する者を中心に8名で構成されております。今年度、草津市文化財保存活用地域計画に基づく歴史資料館の整備基本構想を策定するに当たりまして、草津市文化財保護条例第53条第6項の規定に基づく臨時の委員を設置し、本審議会で審議しようとするものでございます。臨時の委員は歴史資料館の整備予定地でございます地域の関係団体と、地域のまちづくり協議会からそれぞれ代表者を選任いただき委嘱しようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、御説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

藤田教育長

ではただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

小辻委員

文化財に関しましては、歴史の経緯を含めて専門の先生方にたくさん御審議いただいたりとか、する中でどうしても専門的な用語がたくさんでてきたり、専門的な見地も出てくると思いますので、新しく入られる方々にその辺りでいろいろと必要なサポートをしていただく様に宜しく申し上げます。活発な御意見をいただけるようお願いしたいなと思っております。

歴史文化財課長

小辻委員からいただきましたお言葉のように本審議会については学識経験者の方が大半を占めておりまして、専門用語が数多くあります審議会です。事前に資料をお配りさせていただいたり、個別に説明させていただくなどにより、可能な限り会議に臨んでいただく準備をしたいなと思っております。

	以上でございます。
藤田教育長	本議案につきまして、御異議はございませんか。
各委員	— 異議なし —
藤田教育長	異議がないようでございますので、議第33号は原案通り可決されたものと認めます。 次に、「議第34号草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」審議いたします。 事務局の説明をお願いします。
草津図書館副館長	議第34号草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて図書館の加藤が御説明申し上げます。 議案書は21ページから23ページを御覧ください。 図書館協議会につきましては、図書館法第14条第2項に、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関として置くことができる。草津市図書館設置条例第3条第2項の規定に基づきまして、現在10人の委員を2年間の任期として令和5年8月末まで委嘱をしております。今年度4月の年度替わりにおきまして、一部の委員の交代の申し出がありましたことから、残存期間までの間新しい委員の委嘱につきまして教育委員会の議決をお願いするものでございます。 以上、誠に簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。
藤田教育長	ただいまの説明について、何か御意見、御質問ございましたらお願いをいたします。 本議案につきまして御異議はございませんか。
各委員	— 異議なし —
藤田教育長	異議がないようですので、議第34号は原案通り可決されたものと認めます。 次に、「議第35号草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議

<p>学校教育課長</p>	<p>決を求めることについて」審議いたします。 事務局の説明をお願いします。</p> <p>議第35号草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて学校教育課の上原が御説明申し上げます。 恐れ入りますが議案書25ページから27ページをお願いいたします。</p> <p>通学区域審議会委員につきましては、草津市通学区域審議会設置条例第3条第2項の規定により委員を委嘱しているところでございますが、この度、選出いただいております団体における役員の交代により、委員の委嘱替えを行うものでございます。なお、委嘱期間につきましては、いずれの委員も任期中の委員の委嘱替えでありますことから、条例第5条第1項ただし書きの規定によりまして、前任者の在任期間であります令和6年12月26日までとなります。</p> <p>以上、誠に簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。</p>
<p>藤田教育長</p>	<p>ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>本議案につきまして御異議はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>— 異議なし —</p>
<p>藤田教育長</p>	<p>異議がないようでございますので、議第35号は原案通り可決されたものと認めます。</p> <p>次に、「議第36号（仮称）新志津運動公園整備基本計画の策定について草津市スポーツ推進審議会に対し諮問するにつき議決を求めることについて」審議いたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>スポーツ推進課長</p>	<p>議第36号（仮称）新志津運動公園整備基本計画の策定について草津市スポーツ推進審議会に対し諮問することにつき議決を求めることについてスポーツ推進課の堀井より御説明申し上げます。</p> <p>議案書は29ページから31ページでございます。</p>

今回の内容につきましては31ページの諮問の趣旨に書いてありますように、昭和54年に供用開始した旧志津運動公園は、クリーンセンターの建て替えに伴って、平成27年11月に廃止となっております。この廃止に当たり、地元馬場町から代替施設の整備の要望があり、令和4年5月には馬場町内に候補予定地の提示をいただいたことから、その場所で施設整備の検討を進めることとなりました。整備の検討にあたっては旧志津運動公園の代替施設として整備することを基本としながらも、今日の市内のスポーツ環境の変化等について検証することも必要であります。つきましてはこの（仮称）新志津運動公園整備基本計画の策定について、審議会で御審議いただくため、この度、草津市スポーツ推進審議会に対し諮問をすることにつき議決をお願いするものであります。

以上、当該議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようでございますので、議第36号は原案通り可決されたものと認めます。

次に「議第37号草津市歴史資料館整備基本構想の策定について草津市文化財保護審議会に対し諮問することについて」審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

歴史文化財課長

議第37号草津市歴史資料館整備基本構想の策定について草津市文化財保護審議会に対し諮問することにつき議決を求めることについて歴史文化財課の中立より御説明申し上げます。

議案書は33ページから35ページになります。

草津市歴史資料館整備基本構想策定につきましては、本市の文化財の特徴でございます3つの史跡、史跡草津宿本陣、史跡野路小野山製鉄遺跡、史跡芦浦観音寺跡この3つの史跡の近辺におい

て、歴史資産を保存公開する施設を整備しようとするものでございまして、昨年度から史跡芦浦観音寺跡の史跡整備工事に着手いたしましたことから、その史跡整備と並行して、今年度は史跡芦浦観音寺跡近辺を整備予定地とし、歴史資料館の整備に向けた基本構想を策定するというものでございます。つきましては、35ページに記載しております、諮問文の通り、草津市文化財保護審議会に諮問することにつきまして、この度、教育委員会にお諮りするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

藤田教育長

ただいまの説明について、御意見、御質問ございましたらよろしくよろしくお願いいたします。

本議案につきまして御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようですので、議第37号は原案通り可決されたものと認めます。

次に、「議第38号臨時代理の承認を求めることについて」議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

生涯学習課長

議第38号臨時代理の承認を求めることについて生涯学習課の古川が御説明を申し上げます。

議案書はその2の1ページから5ページでございます。

社会教育主事の任命につきまして、社会教育法第9条の2第1項により、「教育委員会の事務局に社会教育主事を置く」と規定されております。令和5年4月1日付で2名の職員を社会教育主事に任命するに際しまして、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき教育長が臨時に代理を行いました。本来なら、直近の定例教育委員会でこのことを御報告し、御承認をいただくべきところですが、それが出来ていなかったことから、遅くなりまして誠に申し訳ございませんが、この度、御報告を申し上げるものでございます。

	<p>以上、誠に簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御承認につきましてよろしくお願い申し上げます。</p>
教育総務課長	<p>ただいまの説明について、何か御意見、御質問ございましたらお願いをいたします。</p> <p>御異議ございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>— 異議なし —</p>
藤田教育長	<p>異議がないようでございますので、議第38号は承認されたものといたします。</p>
	<p>—————日程第4—————</p>
藤田教育長	<p>次に、日程第5、「報告事項」に移ります。</p> <p>事務局から順次報告を求めます。</p>
幼児課長	<p>草津市公私立幼稚園運営等協議会設置要綱の一部を改正する要綱につきまして子ども未来部幼児課の小川から御説明をさせていただきます。</p> <p>内容につきましては報告書39ページから40ページになります。</p> <p>平成23年度に本市の組織改編によりまして、幼稚園に係る担当部局は教育委員会から子ども家庭部幼児課となったため、本協議会の運営に関して幼稚園に関する一部補助執行を担っております子ども未来部幼児課が構成に係る内容について改正させていただくものでございます。40ページの新旧対照表を御覧ください。第3条で規定しておりました協議会の委員につきまして、第3条第2号教育部長を子ども未来部長に、第3条第5号教育副部長学校教育担当を子ども未来部副部長総括に改正させていただきました。</p> <p>次に、第6条で規定しておりました庶務につきまして教育委員会事務局学校教育課を子ども未来部幼児課へ改正させていただきます。施行期日につきましては令和5年6月22日でございます。</p> <p>以上、誠に簡単ではございますが、説明をさせていただきます。</p>

教育総務課長

す。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして報告事項2の専決処分について教育総務課の吉田から御説明申し上げます。

報告書の41ページを御覧ください。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、今般教育委員会の所管において発生いたしました損害賠償の事案に関して専決処分をしたことについて教育委員会へ報告をするものであります。42ページを御覧ください。

令和5年4月21日午前9時30分頃、笠縫東小学校において同校の職員が草刈り作業中、使用する草刈機の刃が小石に当たり、飛散した小石が駐車場に駐車していた職員の使用する自動車のバックドアガラスに当たり破損した事故にかかり、損害賠償の額を328,372円と定めることになりました。

なお、専決処分をした時は、地方自治法第180条第2項に基づき、これを議会に報告しなければならないと規定していることから、本日閉会いたしました6月定例会にて報告いたしました。

あわせて、今回の損害賠償額については、市が加入しております全国市長会学校災害賠償補償保険により損害賠償額の全額の支払いを受けることになっておりますことを申し添えます。

なお、今回の件を受けまして、事故後すぐに、各学校へ作業マニュアルの遵守などの注意喚起を行ったところであり、引き続き事故防止に向けて重ねて注意して参ります。

報告事項2につきましては以上でございます。

藤田教育長

ただいま2件の報告事項がございましたが、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

では、報告事項につきましては以上で終わらせていただきます。

以上をもちまして本日の議事は終了となりますが、他にございませんか。

それでは、これをもちまして6月定例会を終わらせていただきます。

閉会 午後3時15分